

---

# 第1章 総論

---



# 1 計画の基本的な考え方

## 1-1 計画策定の背景及び趣旨

戦後 75 年を経た我が国は、成長社会から成熟社会への移行という大きな転換を迎え、政治・経済・文化やそれにともなう情報・人材が国や地域を越えて流動化しました。このことにより、私たちの居住・生産・消費活動などあらゆる生活領域において選択肢の幅が広がり、個人の価値観とライフスタイル(注1)の多様化につながりました。また、少子高齢化の影響等による人口減少及び地域格差の拡大など、高齢者・障がい者・児童など要配慮者を取り巻く環境は一層厳しい状況にあり、地域の福祉ニーズも増加するとともに多様化してきています。

保健分野においては医療保険制度の改正や療養病床の再編成など、福祉分野においても介護保険制度の見直しや障害者総合支援法及び子ども・子育て支援法の施行など大きく変化してきています。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、本県をはじめ東北地方を中心に未曾有の被害をもたらし、多くの尊い命が犠牲となりました。さらに、平成 25 年 8 月に町内を襲った大雨・洪水災害では、人的被害はなかったものの、広範囲にわたり道路・橋梁、農地、家屋等に甚大な被害をもたらし、懸命に復旧・復興に取り組んだところです。改めて、防災及び減災体制の強化と、地域コミュニティ(注2)を中心とした地域での支援・連携体制のさらなる充実が求められています。

さらに新型コロナウイルス感染症の流行により、「顔を見て、つながり、支え合う」活動が難しい状況となったことから、国・県の動向を注視しながら町民の安全を第一に柔軟に事業を推進する必要があります。

本町では、平成 18 年 3 月に策定した雫石町保健福祉計画を平成 20 年度及び 23 年度に見直しを行い、平成 26 年度までの 9 年間にわたり各種保健福祉施策を展開してきました。引き続き、平成 27 年度から 9 年間の計画期間として「第二次雫石町保健福祉計画」を平成 27 年 3 月に策定し各種保健福祉政策を展開しているほか、平成 30 年度から令和 2 年度の 3 年間は「雫石町地域包括ケアシステム行動計画」により「歳を重ねても、病気でも、障がいがあっても、それぞれが、その人らしく暮らすことのできる地域社会づくり」に取り組んできたところです。

これまでの施策展開を評価・検証するとともに、「雫石町地域包括ケアシステム行動計画」を統合し取り組み継承、さらには、近年の社会情勢や制度改革などに対応し、各施策を総合的かつ計画的に推進する体制を確立するため、令和 2 年度において、構成する 4 つの計画・プランを見直し・策定するものです。

注1 ライフスタイル：衣食住のあり方だけでなく、生活様式や個人の生き方全般のこと。

注2 コミュニティ：居住地域を同じくする共同体のこと。通常、地域社会と訳される。

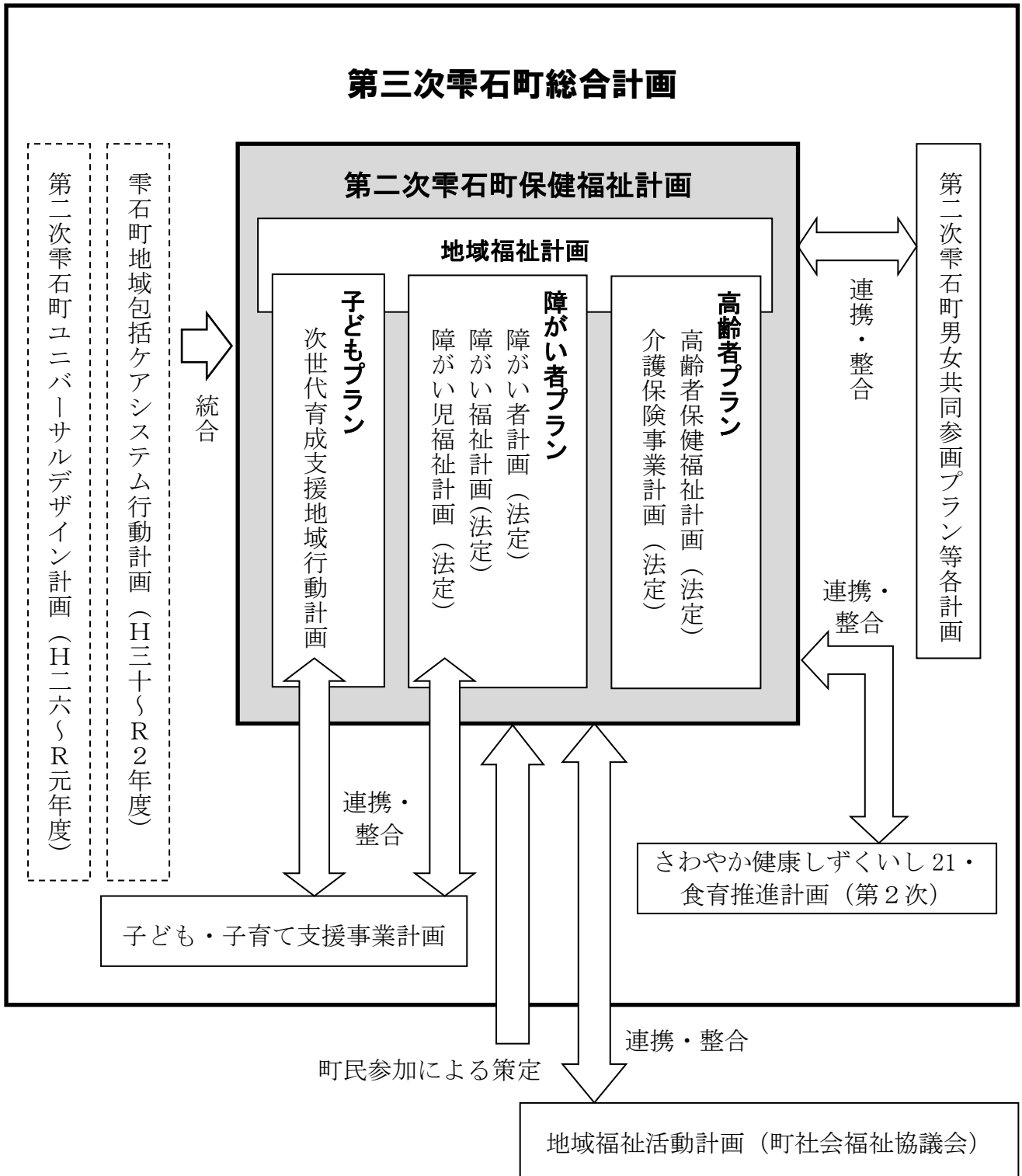
## 1-2 計画の位置づけ

雫石町保健福祉計画は、第三次雫石町総合計画を上位計画とし、地域保健福祉分野の施策である「いきいきと ともに幸せを感じるまち」を推進するための基本計画としての性格を持ちます。この計画は地域福祉計画、高齢者プラン、障がい者プラン及び子どもプランから構成され、関連する他の個別計画との連携・整合性を図りながら中・長期的な視点で推進する計画として位置づけられています。

### ◆法令根拠◆

- ・地域福祉計画 社会福祉法（平成12年法律第111号）第107条
- ・高齢者プラン
  - （高齢者保健福祉計画）老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8
  - （介護保険事業計画）介護保険法（平成9年法律第123号）第117条
- ・障がい者プラン
  - （障がい者計画）障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条第3項
  - （障がい福祉計画）障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第88条第1項
  - （障がい児福祉計画）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項
- ・子どもプラン 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条

◆各計画の関係◆



## 1-3 計画の期間

- (1) 地域福祉計画は、平成 27 年度から令和 5 年度までの 9 年間とし、他計画との整合性を図るため、3 年ごとに見直しを行っています。
- (2) 高齢者プランは、介護保険事業計画と高齢者保健福祉計画により構成されています。介護保険事業計画は、介護保険法により 1 期 3 年が義務付けられていることから、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間とします（第 8 期）。高齢者保健福祉計画についても、介護保険事業計画との整合性を図る必要があることから計画期間を合わせ、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間とします。
- (3) 障がい者プランは、障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画により構成されています。障がい者計画は、平成 27 年度から令和 5 年度までの 9 年間の計画で、3 年ごとに見直しを行っています。障がい福祉計画は、平成 27 年度から 3 年ごとに計画を策定しており、第 6 期計画は令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間とします。障がい児福祉計画は、平成 29 年度に第 1 期計画（3 年間）を策定し、障がい福祉計画と同様に 3 年ごとに計画を策定します。
- (4) 子どもプランは、他計画と整合性を図り、中・長期的な視点で推進する計画とするために、平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 年間の計画とし、3 年ごとに見直しを行っています。

計画名／年度		26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	
第二次 雫石町 保健福祉 計画	地域福祉計画	◎			○			○			◎		
	高齢者プラン	介護保険事業計画	◎			◎			◎			◎	
		高齢者保健福祉計画	◎			◎			◎			◎	
	障がい者プラン	障がい者計画	◎			○			○			◎	
		障がい福祉計画	◎			◎			◎			◎	
		障がい児福祉計画				◎			◎			◎	
	子どもプラン	◎			○			○				◎	
さわやか健康しずくいし 21・食育推進計画 ( 第 2 次 )		◎				○					◎		
子ども・子育て支援事業計画		◎					◎						
雫石町地域包括ケアシステム行動計画					◎	○	○						

◎＝策定時期 ○＝見直し →＝計画期間

第二次雫石町保健福祉計画に統合

## 1-4 計画の推進及び見直し体制

### (1) 推進体制

地域住民の参画のもとに関係する行政部門間の連携を図り、「いきいきと ともに幸せを感じるまち」を目指して、地域全体で「支え合い・助け合い」を基本とした地域福祉を推進します。また、子ども、高齢者、障がい者などの要配慮者を支援するため、県をはじめ関係行政機関や各種団体、ボランティア等との連携のもとに相談・支援体制づくりを推進し、地域の中で安心して暮らすことができる福祉サービスの充実に向けた施策の積極的な展開を図ります。

計画の進捗管理については、計画の策定委員会である雫石町地域保健福祉審議会において、目標年度ごとの活動指標の実績及び成果目標の達成状況により進捗状況を把握するとともに、その取り組みを評価・検証することにより、効果的な計画推進に取り組みます。

#### 住民と行政が一体となった推進体制

地域の実情を踏まえた効果的かつ着実な施策を展開し、地域の中で暮らしやすい環境づくりを進めるために、行政施策の展開と併せ、民間の団体や住民等の自主的な取り組みを促進するなど、住民と行政が一体となって施策を推進していく体制の整備に努めます。

さらに、地域福祉推進の中心としての役割を担う町社会福祉協議会や、住民福祉向上の担い手として活動している民生委員・児童委員(注1)、主任児童委員、地域活動ボランティア、民間福祉施設や事業者等を社会資源として、福祉のまちづくり実現に向け、一体となった推進体制を進めます。

### (2) 見直し体制

本計画は9年間の計画期間ですが、法改正や住民ニーズの変化に対応し、より効果的な計画として推進する必要があります。このことから、計画を着実に推進するとともに、計画が硬直的なものとならないよう、雫石町地域保健福祉審議会において進捗状況の把握及び評価・検証した結果を踏まえ、3年ごとに計画の見直しを行います。

注1 民生委員・児童委員：民生委員法に基づき、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場になって相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として、市町村の区域に配置されている民間の奉仕者。厚生労働大臣の委嘱を受け活動し、任期は3年で無給。

## 1-5 計画の理念

この計画は、自立した個人が地域住民としてのつながりを持ち、思いやりを持って支え合い、助け合い共に生きるまちづくりを推進することを目的として、将来目標を「いきいきと ともに幸せを感じるまち」とし、次の4点を地域福祉計画、高齢者プラン（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）、障がい者プラン（障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画）及び子どもプランの基本理念とします。

将来目標 **いきいきと ともに幸せを感じるまち**

### 【地域福祉計画】

- みんなで支え合うまちづくりをします

### 【高齢者プラン（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）】

- 高齢者が安心して元気で暮らせる環境を整えます

### 【障がい者プラン（障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画）】

- 障がい者が生活しやすい環境を整えます

### 【子どもプラン（次世代育成支援地域行動計画）】

- 安心して子育てできる環境を整えます



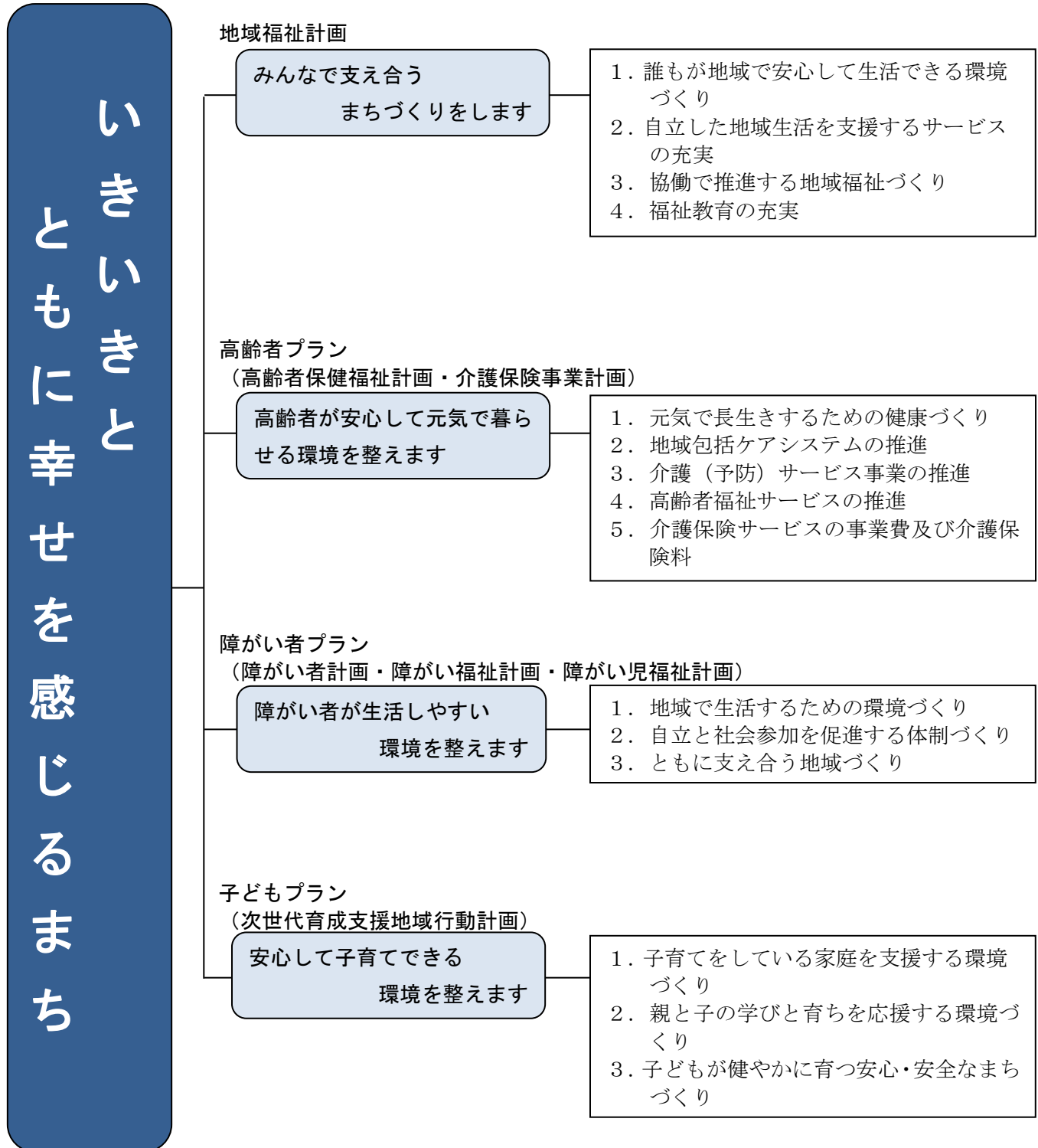
## 1-6 施策の体系

雫石町の目指す将来像を実現するため、将来目標と各個別計画の基本理念及び基本目標を以下のとおりとします。

<将来目標>

<基本理念>

<基本目標>



# 2 粟石町の現状

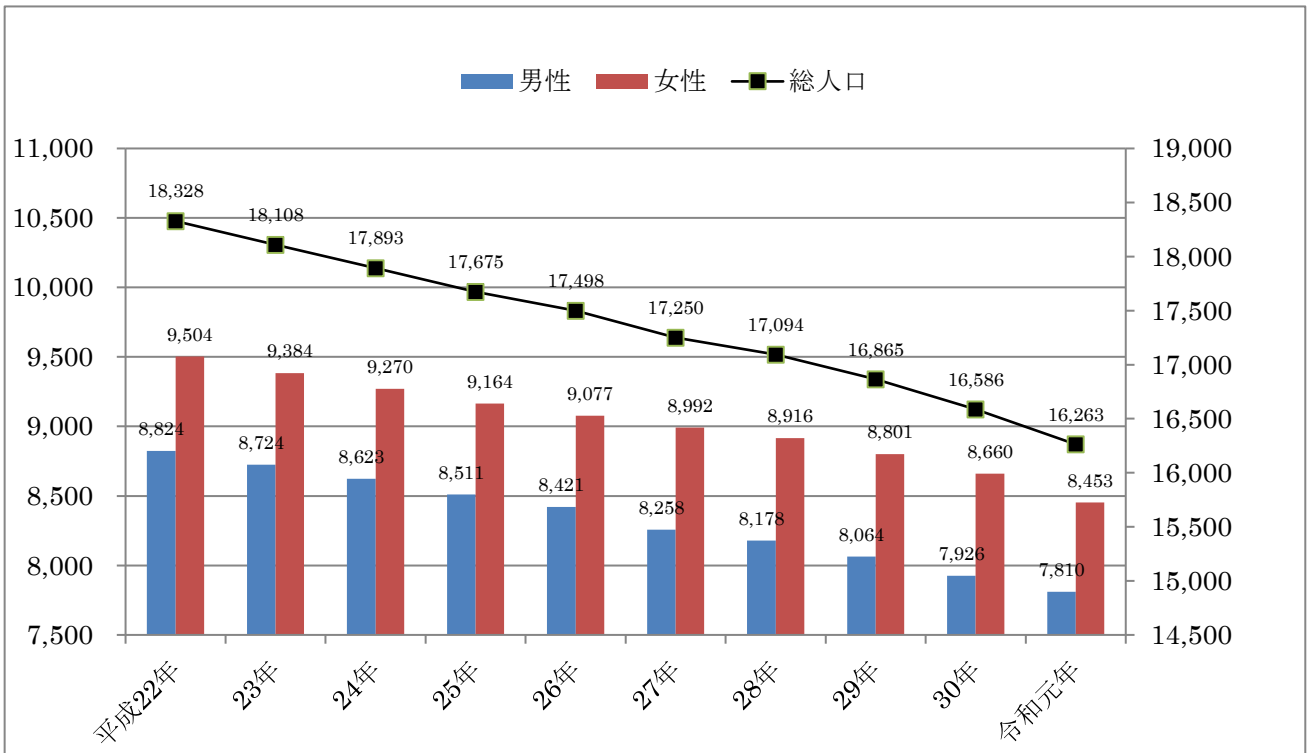
## 2-1 人口の推移と構成

### ① 人口の推移

本町の人口は、平成11年11月に20,001人に達して以降、減少の一途をたどっています。平成24年12月には18,000人を、平成29年7月には17,000人を下回り、令和2年3月末で16,263人まで減少しています。

○ 人口の推移

(単位：人)



資料：住民基本台帳（各年度末現在）

## ② 人口構成

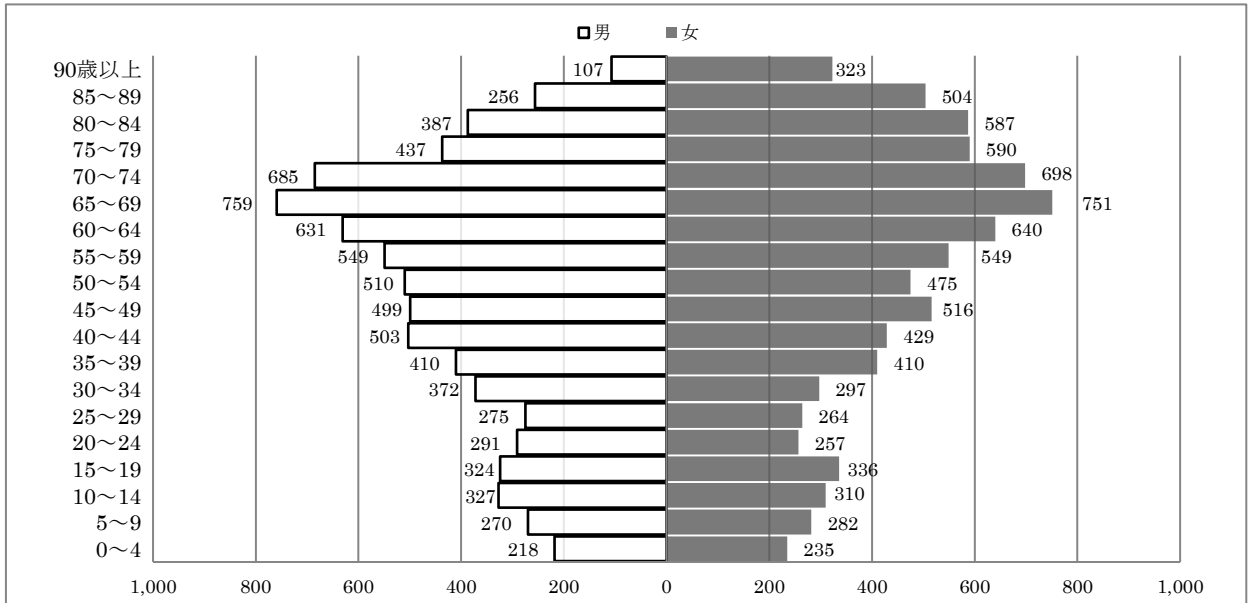
令和元年度末における本町の年齢階層別の人口構成は、男女とも 65～69 歳を頂点につぼ型に構成されており、少子高齢化が進んでいることが表れています。

今後も人口減少と少子高齢化が進む見込みで、国立社会保障・人口問題研究所によると、2035 年には人口は 12,222 人、高齢化率\*は 44.3%となる見込みです。

※高齢化率：65 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。

### ○ 人口ピラミッド（令和 2 年 3 月 31 日現在）

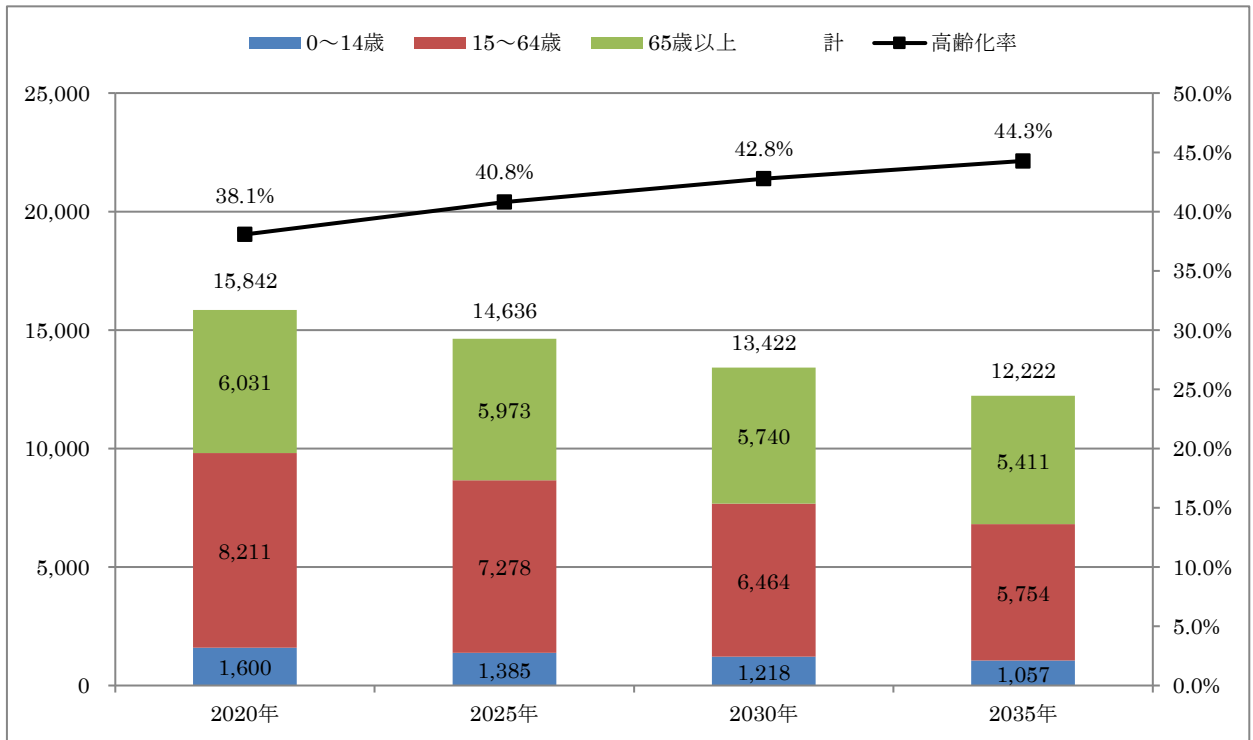
（単位：人）



資料：住民基本台帳

### ○ 人口の見通し

（単位：人、%）



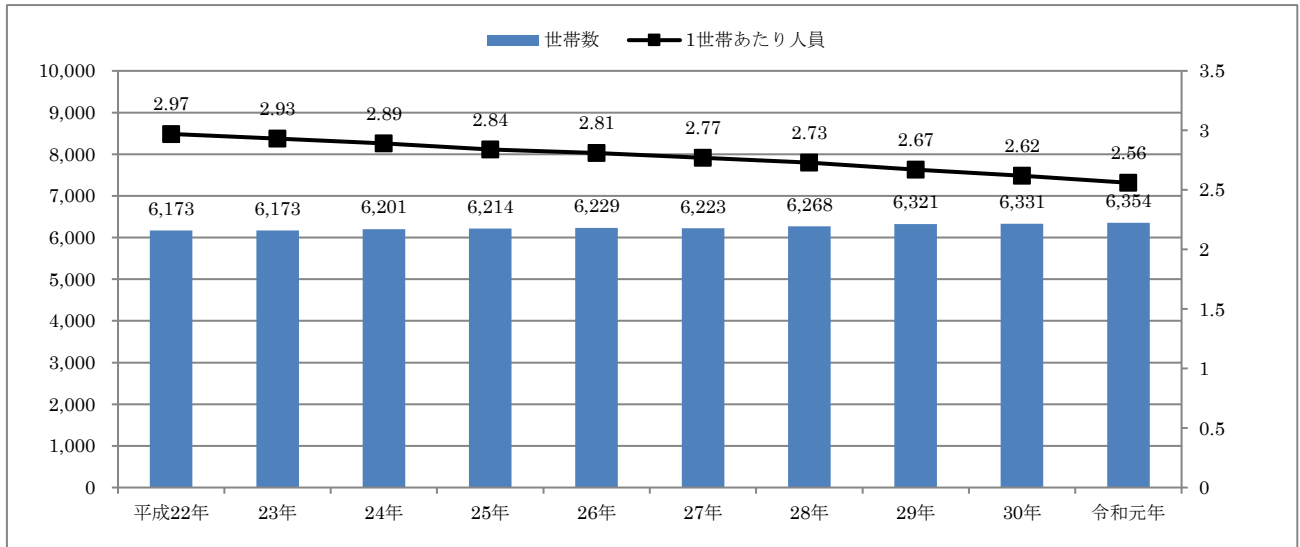
資料：国立社会保障・人口問題研究所（封鎖人口を仮定した男女・年齢（5歳）階層別の推計結果）

## 2-2 平均世帯人員の推移

本町の1世帯あたり人員は年々減少傾向にあり、平成22年度末には3人を割り込み、令和元年度末には2.56人となっています。一方、世帯数は緩やかな増加傾向にあり、単身世帯や核家族が増加していることが伺われます。

○ 平均世帯人員の推移

(単位：世帯、人)



資料：住民基本台帳（各年度末現在）

## 2-3 自然動態・社会動態

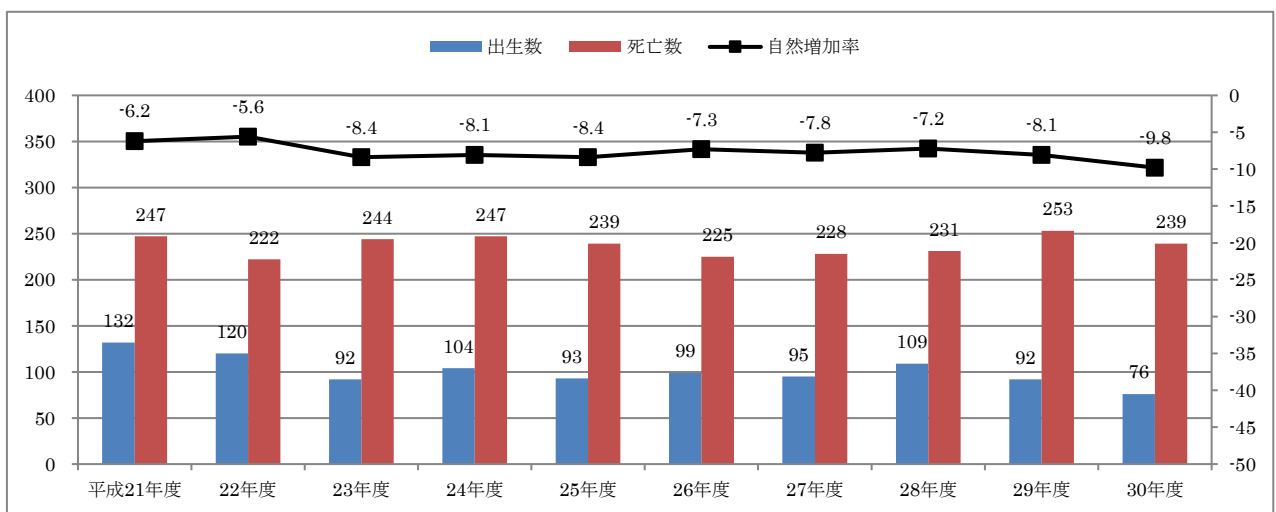
### ① 自然動態

近年の自然動態を見ると、出生数、死亡数ともほぼ横ばいで推移しています。自然増加率\*はマイナスで推移しており、平成30年度はマイナス9.8%となっています。

※自然増加率(%)：(出生数－死亡数)÷総人口×1,000

○ 自然動態

(単位：人、%)

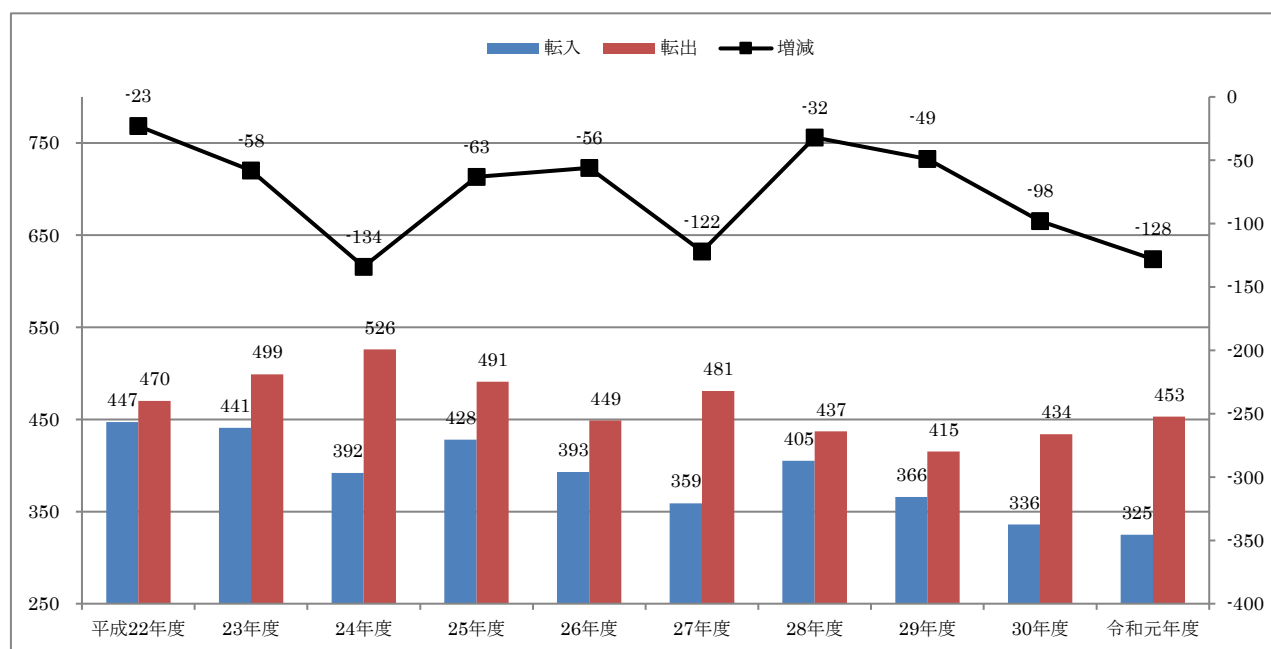


資料：保健福祉年報

## ② 社会動態

転入及び転出による社会動態を見ると、転出者が転入者を上回る状況が続いており、令和元年度には転入者 325 人に対し転出者は 453 人となっています。

(単位：人)



資料：住民基本台帳

## 2-4 地域福祉の現状

### (1) 地域福祉を支える関係団体・組織等の現状

#### ① 雫石町社会福祉協議会

雫石町社会福祉協議会は、これまでも地域福祉の推進の担い手として、地域福祉事業、児童福祉事業、高齢者福祉事業、在宅福祉事業、相談支援事業、共同募金活動、指定居宅支援事業、指定訪問介護事業、事務委託事業（日赤事業、町老人クラブ事業、放課後児童クラブ（注1）等）、権利擁護事業等を行ってきており、平成 17 年度に地域福祉活動計画を策定し、積極的な事業展開を図っています。

また、公立保育所の民営化に伴い平成 22 年度から西山保育園の運営に取り組み、民間活力を活かした保育運営を行っており、令和 2 年 6 月からは小規模保育事業「にじいろ保育園」を開設して、待機児童の解消に努めています。

さらに、平成 23 年度から雫石町民生委員児童委員協議会の事務局として、民生委員・児童委員の活動と一体となった地域福祉活動に取り組んでいます。平成 27 年度からは行政と共に生活困窮者自立支援事業を行い、生活困窮者の自立支援に努めています。また、ボランティア活動や災害の支援など地域の福祉増進に取り組んでいます。

地域福祉活動の推進のひとつとして、過去 5 年間のふれあいサロン（注2）設置状況をみると、サロン数、会員数ともに増加傾向にあります。

#### ○ ふれあいサロンの設置状況 （単位：箇所、人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
サロン数	26	29	32	34	35
会員数	508	636	667	719	740

資料：町社会福祉協議会

注 1 放課後児童クラブ：就労等のため昼間保護者のいない家庭の小学生低学年児童などに対し、授業終了後に児童厚生施設等の身近な社会資源を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えてその育成・指導・遊びによる発達の助長などのサービスを行うクラブ。

注 2 ふれあいサロン：町社会福祉協議会において、推進する高齢者の集いの場の呼称。地域の高齢者が集い、交流を深める生きがいがづくりの場のこと

## ②民生委員・児童委員

本町の民生委員・児童委員は、区域を担当する 57 人の民生委員・児童委員と、主に児童を担当する 3 人の主任児童委員で構成されており、児童、障がい児・者、高齢者、ひとり親世帯等、支援を必要とする人や生活に困っている人が、地域で安心して暮らせるよう相談や必要な支援を行っています。

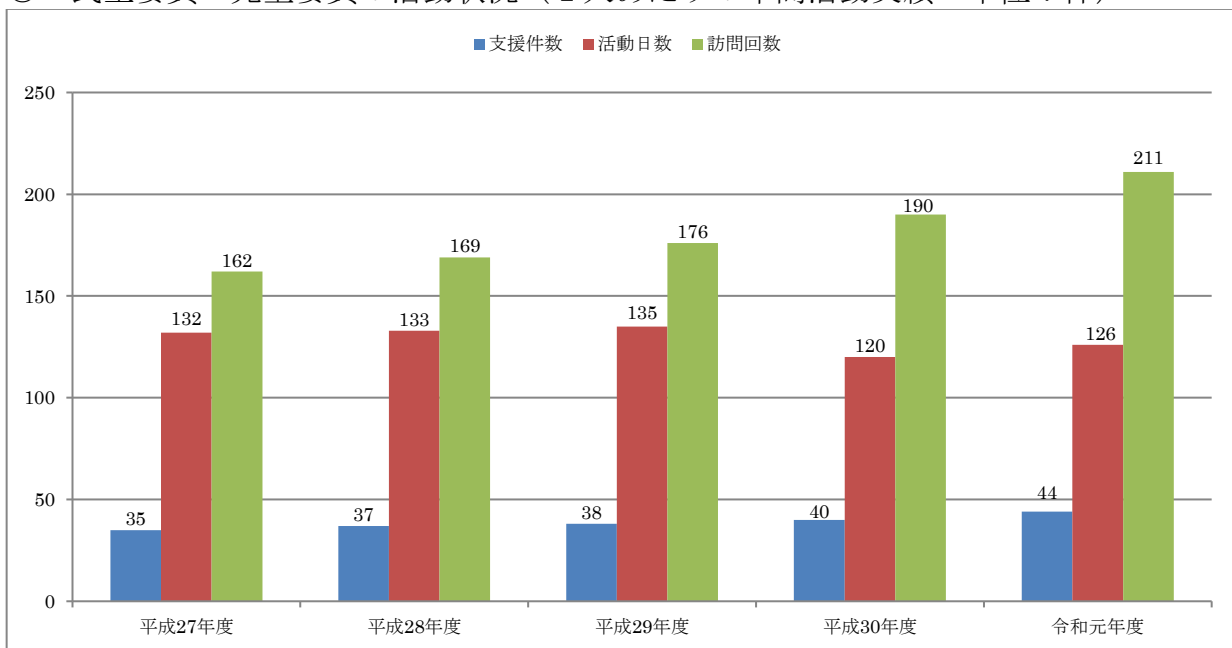
その活動状況を見ると、支援件数や訪問回数は増加しており、日常の地域の見守りなど、きめ細やかな活動が行われていることが伺えます。また、相談・支援内容は多岐に渡っており、令和元年度の相談・支援件数を見ると「日常的な支援」、「在宅福祉」、「子どもの教育・学校生活」の順に多くなっています。

### ○ 民生委員・児童委員の活動状況（1人あたりの年間活動実績）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
支援件数	35	37	38	40	44
活動日数	132	133	135	120	126
訪問回数	162	169	176	190	211

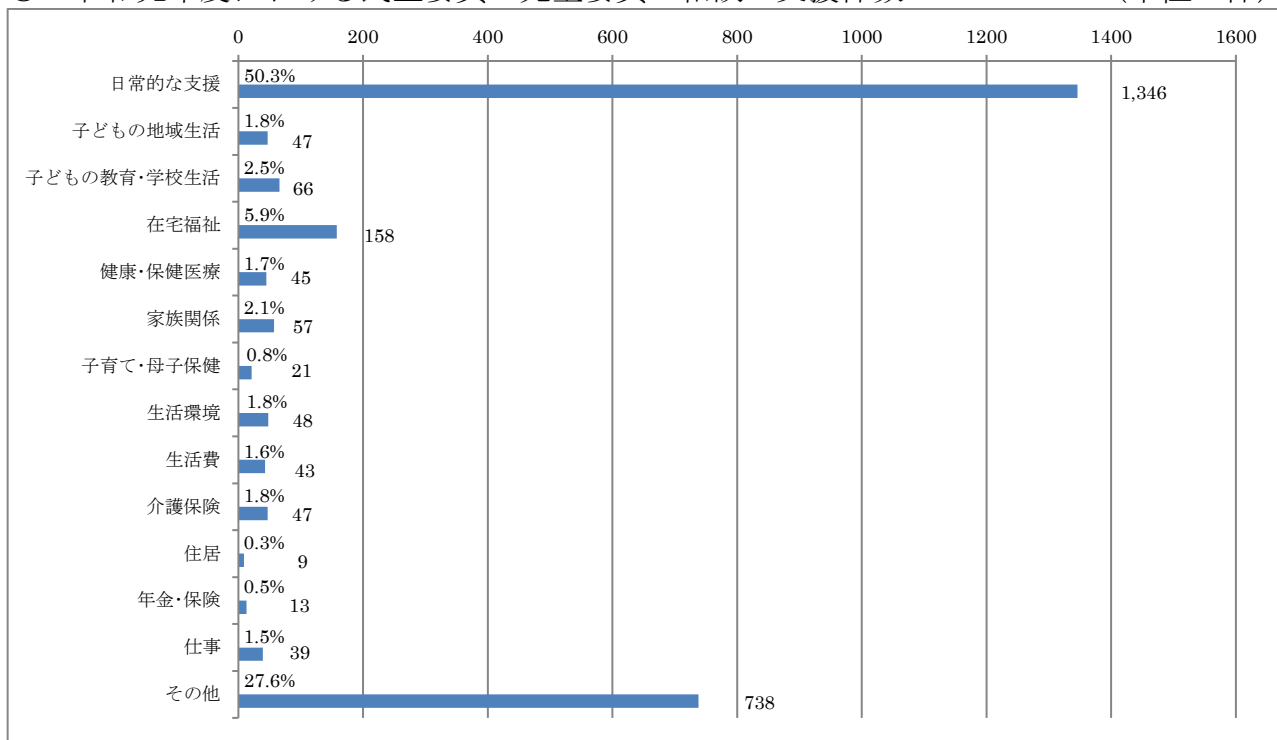
資料：総合福祉課

### ○ 民生委員・児童委員の活動状況（1人あたりの年間活動実績 単位：件）



資料：総合福祉課

○ 令和元年度における民生委員・児童委員の相談・支援件数 (単位：件)



※件数の上段（パーセンテージ）は、すべての相談・支援件数に対する割合。

資料：総合福祉課



### ③ 行政区

行政区は 74 地区あり、行政の事務を円滑に遂行するため、町長から委嘱を受けた行政区長が町民と行政のパイプ役として活動をしています。また、行政区では、伝統芸能の継承を行う等、特色のある活動や各種行事を行うなど生活に密着した様々なコミュニティが形成されています。

また、平成 18 年度から町の重点事業として、地域コミュニティ形成推進事業が実施され、令和 2 年 3 月末現在で 66 行政区（団体）が取り組んでいます。

行政区を分析すると、行政区の世帯数及び人口については格差があり、宅地造成が進み新興住宅等ができた行政区は、世帯数及び人口が増加傾向にあるのに対し、市街地から離れた行政区は、人口が減少傾向にあり、高齢化率も高くなっています。

#### ○ 雫石町地域コミュニティ形成推進事業 団体登録状況 (単位：団体)

	雫石地区	御所地区	西山地区	御明神地区	合計
行政区数	22	13	17	22	74
登録団体数	18	13	16	19	66
登録率 (%) (登録団体数/行政区数× 100)	81.8	100	94.1	86.4	89.2

資料：地域づくり推進課（令和 2 年 3 月末現在）

○ 世帯数の多い行政区、少ない行政区（単位：世帯）

（令和2年3月31日現在）

世帯数の多い行政区		
No.	行政区名	世帯
1	林	372
2	七ツ森・丸谷地	322
3	晴山	300
4	東町	289
5	上町一・二	226

世帯数の少ない行政区		
No.	行政区名	世帯
1	盆花	11
2	小赤沢	16
3	九十九沢	18
4	陽和郷	21
5	外柵沢	23

資料：住民基本台帳

○ 人口の多い行政区、少ない行政区（単位：人）

（令和2年3月31日現在）

人口の多い行政区		
No.	行政区名	人
1	林	946
2	七ツ森・丸谷地	808
3	晴山	792
4	東町	697
5	林崎	577

人口の少ない行政区		
No.	行政区名	人
1	盆花	25
2	小岩井	42
3	上野沢	47
4	陽和郷	49
5	小赤沢	52

資料：住民基本台帳

○ 高齢化率の高い行政区、低い行政区（単位：%）

（令和2年3月31日現在）

高齢化率の高い行政区		
No.	行政区名	%
1	上野沢	59.6
2	高前田二区	56.1
3	外柵沢	54.7
4	下川原	52.7
5	盆花	52.0

高齢化率の低い行政区		
No.	行政区名	%
1	小岩井	0.0
2	駅前	21.9
3	林	26.4
4	晴山	27.3
5	安庭	29.1

資料：住民基本台帳

#### ④老人クラブ等各種団体、ボランティア・NPO

##### 1)老人クラブ

老人クラブは、おおむね 60 歳以上の高齢者によって活動が行われており、過去 5 年の状況を見ると、クラブ数・会員数ともに減少傾向にあります。新規加入者が少なく、会員の高年齢化が進んでいる状況です。

○ 老人クラブの状況 (単位：団体、人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
クラブ数	43	41	41	38	37
会員数	1,412	1,345	1,286	1,207	1,128

資料：総合福祉課

##### 2)各種団体

本町の各種団体には、婦人会、青年団体、消防団等があり、それぞれの立場で活動を行っています。どの団体においても、新しい会員の不足が課題として上げられています。

##### 3)ボランティア・NPO

町ボランティア活動センター（町社会福祉協議会）には、令和 2 年 3 月末で 50 団体が登録し、住民の生活ニーズに対応しながら活動しています。

NPO 法人は、令和 2 年 3 月末で、町内に 13 法人あり、その内、福祉に関する法人は 10 法人となっています。今後、住民との協働を推進するボランティア・NPO の活動に大きな期待が寄せられています。

○ ボランティア登録状況 (単位：人、団体)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
個人	14	14	20	23	23
団体	44 (618 人)	47 (592 人)	50 (585 人)	50 (540 人)	50 (1,109 人)
総人数	631	606	605	563	1,132

資料：町社会福祉協議会

#### ～ ボランティア・NPO の定義について ～

- ボランティア  
報酬等の有無に関わらず、自主的に社会事業活動に参加する、営利を目的としない個人や団体。
- NPO (Non Profit Organization: 非営利組織)  
非営利組織 (団体) の意味で、継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間団体。  
(本計画書では、NPO = NPO 法人、ボランティア団体、市民活動団体を含めた範囲)
- NPO 法人  
NPO 法 (特定非営利活動促進法、平成 10 年 3 月制定) に基づき、法人格を取得した団体。

## (2)ひとにやさしいまちづくりの現状

### 1 施策の現状

#### ①雫石町ユニバーサルデザイン計画の策定

施設整備等のハード面だけではなく、心（ハート）のユニバーサルデザイン（注1）による思いやりと優しさにあふれた郷土しずくいしを目指すため「思いやりと優しさのまち雫石」を基本理念とし、平成 23 年 3 月に策定された上位計画である「第二次雫石町総合計画」及び関係計画との整合性を図りながら、平成 26 年 3 月に「第二次雫石町ユニバーサルデザイン計画」を策定しました。

この計画は

1. すべての人にユニバーサルデザインの心
2. すべての人が参加しやすい社会
3. すべての人が快適に暮らせるまちづくり
4. すべての人がわかりやすい情報づくり

の4つの視点から現状と課題を整理し推進します。

#### ②すべての人にユニバーサルデザインの心

お互いに相手を思いやる心を育てるために放課後児童クラブや小学校と協力して「総合的な学習」等にて体験することにより幼少期からの意識付けを行っています。

#### ③すべての人が参加しやすい社会

ユニバーサルデザイン推進会議等にて出された意見等を参考に、住民が社会参加しやすい環境をつくり安心して生活できる体制及び心の豊かさと生活の潤いをもたらすことができる環境を整えます。

#### ④すべての人が快適に暮らせるまちづくり

##### 1) 公共施設の状況

住民の利便を考慮し、町役場庁舎の駐車場への障がい者用駐車スペースの看板の設置や公衆電話の設置、障がい者用トイレには乳幼児用のオムツ替えシートやオストメイト用設備等を設置しており、また、公民館等の町立施設においてもユニバーサルデザイン化に努めています。平成 22 年度には雫石町健康センターが建設され、多くの人が使しやすい施設となっています。今後新しく建設する施設はもちろんのこと、改修についてもユニバーサルデザインを考慮し取り組んでいく必要があります。

注1 ユニバーサルデザイン：出来る限り、最大限に人々に利用可能であるように、「製品・建物・空間」などをユニバーサル（普遍的）なデザイン（設計、計画、図案など）にするという考え方。

## 2) 公営住宅の整備状況

平成10年度及び12年度に町営住宅の上町住宅36戸、平成15年度に鶯宿住宅10戸、平成19年度春木場住宅12戸の改築を行っており、段差解消を行うとともに建物の主要な部分へ手すりを設置し、高齢者や障がい者等に配慮した住宅として整備しています。

## 3) 道路、歩道の状況

道路整備計画に基づき、幹線道路の拡幅や、通学路や通行者の多い道路の歩道整備を計画的に進めています。

また、県道東八幡平線については、中心商店街を横断することから、地域住民とワークショップ等を開催しながら、商店街の活性化を含めて安全で快適な移動網の整備を検討しています。

## 4) 鉄道駅の状況

雫石駅は、平成9年の秋田新幹線開通に伴い、ユニバーサルデザインに配慮された町の「雫石銀河ステーション」との合築駅舎として開業し、障がい者や高齢者等に配慮した利用しやすい施設となっています。

## 5) 路線バス等の状況

路線バスの廃止（平成16年3月末）に伴い、民間の交通機関を活用した「あねっこバス」として新交通体制を整備しており、バス以外の乗用車やワゴン車による輸送を実施していることから、比較的乗降しやすい車両となっています。また、利用者が使いやすいように、随時停留場所や路線の変更も行っています。

### **【ユニバーサルデザインの7原則】** (注1)

#### 1. 公平に使用できること

(誰にでも、使用しやすく、かつ商品化されていてどこでも入手できること。)

#### 2. 使う上で、柔軟性があること

(個々人の好みや能力に応じて、使えること。)

#### 3. 簡単ですぐに使えること

(使う人の経験、知識、言語能力、集中力の程度に関係なく、わかりやすく使えること。)

#### 4. 感覚で情報がわかること

(使う人の知覚や環境条件に関係なく、必要とされる危険を最小限にすること。)

#### 5. エラーに対する許容性があること

(思いがけず、意図しない行動によって起こされる危険を最小限にすること。)

#### 6. 労力が少なくてすむこと

(肉体的疲労が最小限に抑えられ、効率よく、楽に使えるようにすること。)

#### 7. 近づきやすく、使用しやすい大きさと空間であること

(使う人の体格、姿勢、可動性に関係なく、近づきやすく、操作がしやすい大きさや空間にすること。)

注1 ユニバーサルデザインの7原則：アメリカ人建築家のロナルド・メイス氏により提唱されたユニバーサルデザインの考え方を、ノースカロライナ州立大学ユニバーサルデザインセンターがまとめたものです。

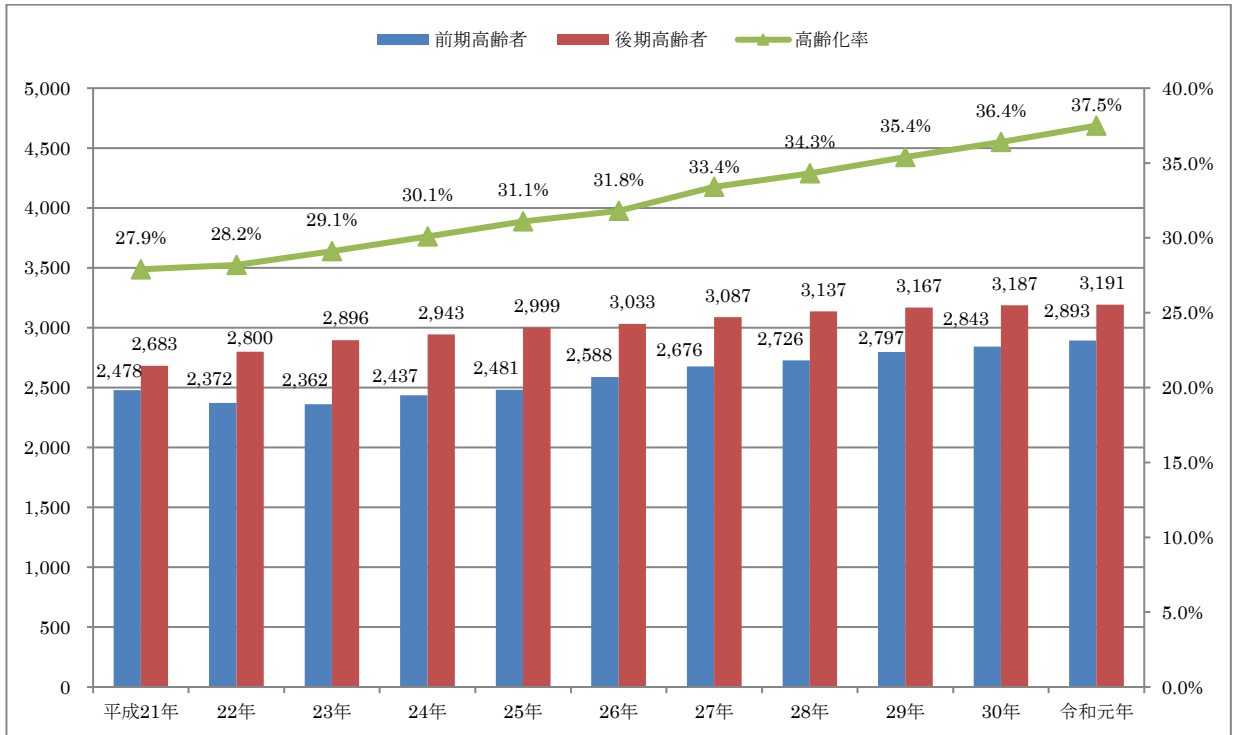
## 2-5 高齢者の現状

### (1) 前期高齢者及び後期高齢者数の推移

本町の65歳以上の高齢者を前期高齢者(65～74歳)と後期高齢者(75歳以上)(注1)に分けて見ると、平成20年度末に後期高齢者の人数が前期高齢者を上回り、令和元年度末には前期高齢者は2,893人、後期高齢者は3,191人、高齢化率37.5%となり、急速に高齢化が進んでいます。

今後、さらに高齢化が進むことが見込まれ、高齢化率は2030年(令和12年)に42.8%、2035年(令和17年)には44.3%まで上昇する見込みです(9ページ、下段グラフ「人口の見通し」参照)。

○ 前期高齢者、後期高齢者人口の推移(雫石町) (単位:人、%)



資料:住民基本台帳(各年度末)

注1 後期高齢者:後期高齢者医療制度の対象となる75歳以上の高齢者及び一定以上の障がい状態にある65歳以上の高齢者(65歳以上75歳未満は前期高齢者)。

## (2) 高齢者の世帯状況

国勢調査によると、65歳以上の高齢者のいる世帯数は平成7年で2,342世帯であり、総世帯の約44%となっています。その後、平成27年には、3,423世帯となり、総世帯の6割を超える状況にあり、高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯が増加傾向にあります。

### ○ 高齢者の世帯構成

(単位：世帯、%)

年	区 分	世帯数	構成比率	総世帯数
平成7年	65歳以上の親族がいる世帯	2,342	44.1	5,307
	高齢者単身世帯	196	3.7	
	高齢夫婦世帯	203	3.8	
平成12年	65歳以上の親族がいる世帯	2,766	49.3	5,612
	高齢者単身世帯	274	4.9	
	高齢夫婦世帯	319	5.7	
平成17年	65歳以上の親族がいる世帯	2,989	53.6	5,574
	高齢者単身世帯	413	7.4	
	高齢夫婦世帯	363	6.5	
平成22年	65歳以上の親族がいる世帯	3,184	57.4	5,543
	高齢者単身世帯	414	7.5	
	高齢夫婦世帯	481	8.7	
平成27年	65歳以上の親族がいる世帯	3,423	62.3	5,495
	高齢者単身世帯	588	10.7	
	高齢夫婦世帯	480	8.7	

資料：国勢調査

## (3) 高齢者の就労状況

### ① 高齢者の就労状況

就労者全体に占める高齢者の割合は、平成7年では9.9%でしたが、平成27年では19.5%と、9.4ポイント増加しています。また、高齢者全体に見る就労者の割合は平成12年より減少に転じていましたが、平成22年以降再度上昇し、平成27年は33.8%となっています。就労している団塊世代(注1)が65歳に到達したことが数値を押し上げた要因と考えられます。

産業別に見ると、第一次産業（農林漁業）に従事する高齢者の割合が高く49.3%となっており、特に農業は50%を超えています。

注1 団塊世代：昭和22年から24年頃の第一次ベビーブームに生まれた世代で、約800万人にのぼる。

○ 高齢者の就労の状況 (単位：人、%)

年	項目 就労者数	高齢者 (65歳以上)	高齢者の占 める割合	高齢者全体 にみる就労 割合	高齢者 総数
平成7年	10,984	1,084	9.9	30.4	3,567
平成12年	10,956	1,380	12.6	31.4	4,397
平成17年	10,419	1,449	13.9	29.5	4,913
平成22年	9,494	1,390	14.6	26.7	5,206
平成27年	9,148	1,780	19.5	33.8	5,262

資料：国勢調査

○ 高齢者の就労の状況(平成27年度) (単位：人、%)

産業別		全体	うち65歳以上 の高齢者	高齢者の 占める割合
第1次産業	農業	1,602	804	50.2
	林業	59	16	27.1
	漁業	2	0	0.0
第2次産業	鉱業	6	1	16.7
	建設業	979	187	19.1
	製造業	812	54	6.7
第3次産業	卸売・小売業	1,256	146	11.6
	金融・保健・不動産業	177	10	5.6
	運輸・通信業	516	60	11.6
	電気・ガス・水道業	35	5	14.3
	サービス業	3,312	451	13.6
	公務	256	14	5.5
分類不能産業		136	32	23.5
計		9,148	1,780	19.5

資料：国勢調査

② シルバー人材センター (注1) による就労の状況

概ね60歳以上の健康な人が登録しているシルバー人材センターの活動状況を見ると、延べ活動人数が平成27年度の3,004人に対し、令和元年度は2,735人と減少しています。

注1 シルバー人材センター：60歳以上の高齢者が自立的に運営する公益法人で、会員である高齢者の能力や希望に応じて臨時的・短期的な仕事を供給する。



○ シルバー人材センターの活動状況

(単位:人)

職 種		平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
延べ活動人数	草取り	592	552	675	622	641
	草刈り	300	260	310	278	318
	剪 定	247	308	277	273	261
	農作業	617	619	592	595	241
	除 雪	226	142	341	113	91
	その他	行 政	200	164	145	87
企 業		752	952	763	909	1,094
一 般		70	74	42	69	72
合 計		3,004	3,071	3,145	2,946	2,735

資料：総合福祉課

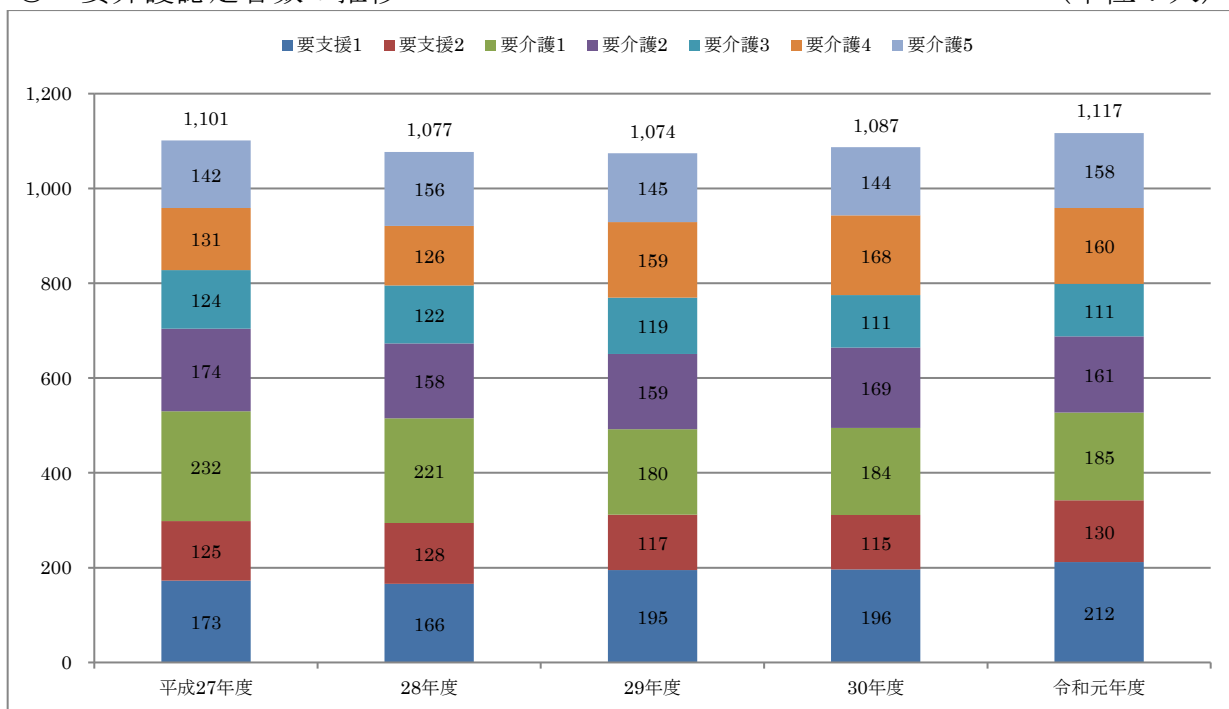
## (4) 要介護者の状況

### ①要介護認定者数

近年の要介護認定者数をみると、平成 27 年度以降はほぼ横ばいで推移し、令和元年度には 1,117 人となっています。また、要介護度別の割合でみると（令和元年度）、要介護 3 以上は全体の 38.3%を占めており、その中でも「要介護 5」は 14.1%を占めています。

○ 要介護認定者数の推移

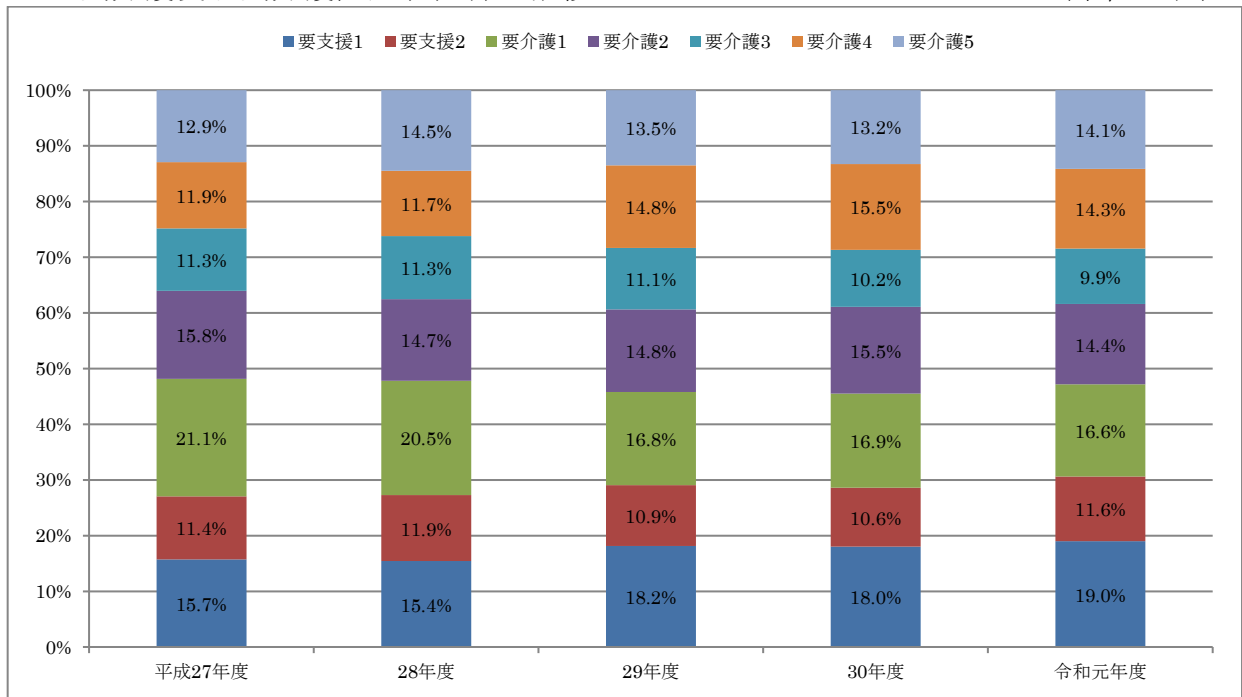
(単位:人)



資料：総合福祉課（介護保険事業状況報告）

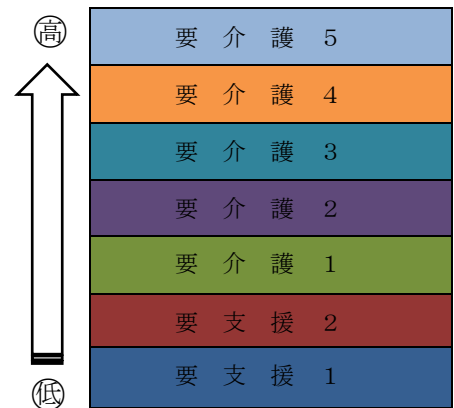
○ 要介護度別要介護認定者割合の推移

(単位：%)



資料：総合福祉課（介護保険事業状況報告）

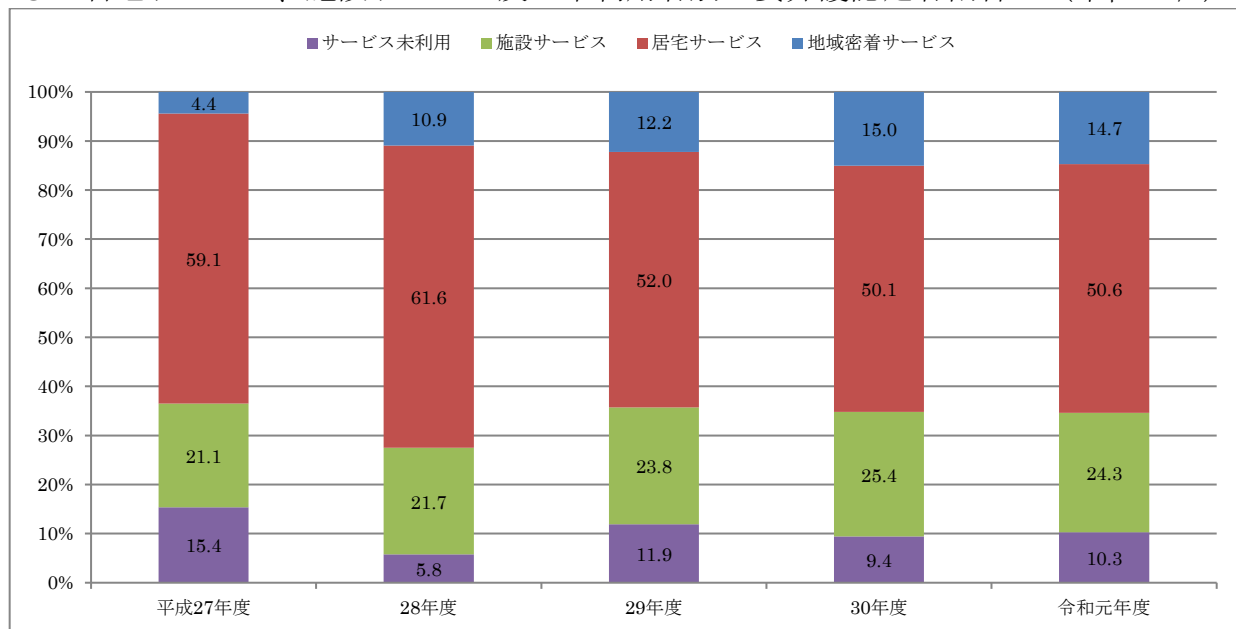
※要介護状態は、介護の必要の程度により1～5に区分され、  
要支援状態は、支援の必要の程度により1，2に区分される。



## ②居宅サービス、施設サービス及びサービス未利用者の割合

平成 27 年度から令和元年度の介護保険サービス利用状況について、居宅サービス、施設サービス及びサービス未利用者の割合をみると、地域密着サービス利用者が増加傾向にあります。

○ 居宅サービス、施設サービス及び未利用者別の要介護認定者割合 (単位：%)



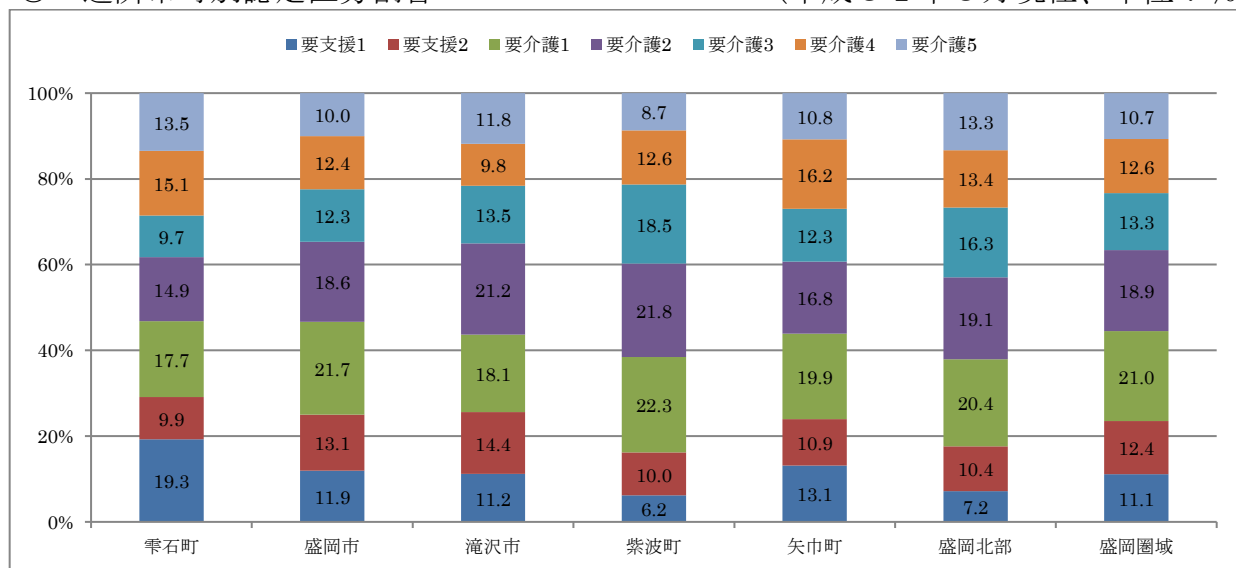
資料：総合福祉課（各年度末現在）

## ③近隣市町別認定区分割合及び介護保険料基準月額

認定区分の割合について、近隣市町と比較すると、本町は「要支援1」及び「要介護4・5」の割合が高く、「要支援2」及び「要介護3」の割合が低い傾向にあります。

平成 30～令和元年度の介護保険料基準額は、本町は盛岡圏域でも高く、県及び国平均より高い額となっています。

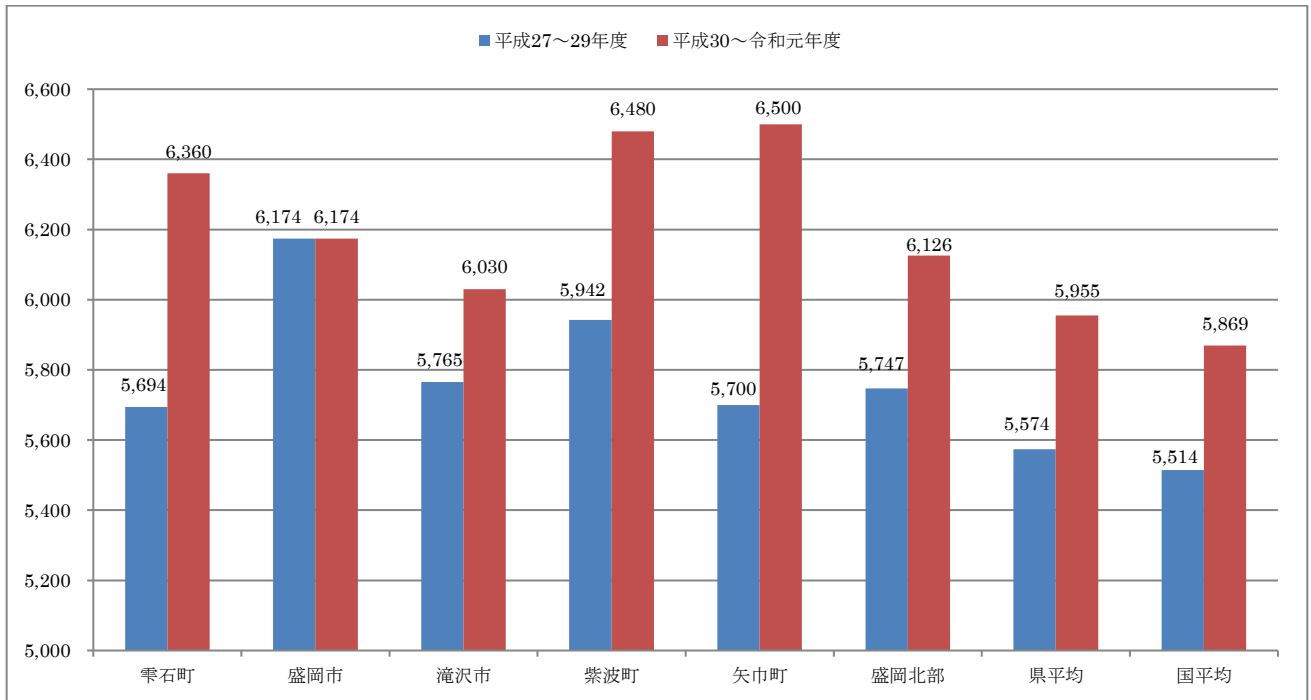
○ 近隣市町別認定区分割合 (平成 31 年 3 月現在、単位：%)



資料：岩手県、保健福祉年報

○ 盛岡圏域の介護保険料基準額

(単位：円)



資料：岩手県、保健福祉年報

## 2-6 障がい者の現状

### (1) 身体障がい児・者の現状

#### ①身体障がい者数の推移

身体障害者手帳を所持している障がい者は、令和元年度末において752人となっています。年齢別の状況は、18歳未満が11人、18歳以上65歳未満が154人、65歳以上が587人で、65歳以上が78.06%を占めており、身体障がい者の高齢化がわかります。

令和元年度末の身体障害者手帳所持者を、平成27年度末と比較するとほぼ横ばいで推移しています。

#### ○ 身体障がい者の年度別推移（総数） （単位：人）

年 度	人 数	雫石町		
		手帳 所持者	千 人 当 たり	住民登録 人 口
平成27年度末		748	43.36	17,250
平成28年度末		759	44.40	17,094
平成29年度末		748	44.35	16,865
平成30年度末		746	44.98	16,586
令和元年度末		752	46.24	16,263
令和元年度末盛岡圏域の平均		17,088	27.32	466,895
令和元年度末岩手県の場合		51,278	42.15	1,216,555

※盛岡圏域及び岩手県の人口は推計人口。

資料：総合福祉課、岩手県

#### ○ 年齢別身体障がい者数 （単位：人）

年 度	年 齢	年 齢			合 計
		0～17歳	18～64歳	65歳～	
平成27年度末	実 数	12	169	567	748
	構成比	1.61%	22.59%	75.80%	100%
平成28年度末	実 数	12	172	575	759
	構成比	1.58%	22.66%	75.76%	100%
平成29年度末	実 数	13	180	555	748
	構成比	1.74%	24.06%	74.20%	100%
平成30年度末	実 数	12	159	575	746
	構成比	1.61%	21.31%	77.08%	100%
令和元年度末	実 数	11	154	587	752
	構成比	1.46%	20.48%	78.06%	100%

資料：総合福祉課、岩手県

②身体障がい者の障がい別・等級別推移

障がいの区分別では、令和元年度末において、「肢体不自由」が403人で53.59%を占め、次いで「内部障がい」が242人、「聴覚・平衡機能、言語障がい」が62人、「視覚障がい」が45人となっています。平成27年度末と比較すると、「内部障がい」は増加、「肢体不自由」は減少、「視覚障がい」及び「聴覚・平衡機能、言語障がい」はほぼ横ばいとなっています。

また、障がいの等級別にみると、1級及び2級の重度障がい者が389人で、全体に占める割合は51.73%と最も高くなっており、障がいの重度化がうかがわれます。

○ 身体障がい者の障害別推移

(単位：人)

年 度	区 分	視覚障がい	聴覚・平衡機能、言語障がい	肢体不自由	内部障がい	合 計
平成27年度末	実 数	49	62	428	209	748
	構成比	6.55%	8.29%	57.22%	27.94%	100%
平成28年度末	実 数	46	65	424	224	759
	構成比	6.06%	8.57%	55.86%	29.51%	100%
平成29年度末	実 数	45	62	411	230	748
	構成比	6.02%	8.28%	54.95%	30.75%	100%
平成30年度末	実 数	44	59	403	240	746
	構成比	5.90%	7.91%	54.02%	32.17%	100%
令和元年度末	実 数	45	62	403	242	752
	構成比	5.99%	8.24%	53.59%	32.18%	100%
令和元年度末盛岡圏域の状況	実 数	1,184	1,455	9,041	5,408	17,088
	構成比	6.93%	8.51%	52.91%	31.65%	100%
令和元年度末岩手県の状況	実 数	3,655	4,768	26,969	15,886	51,278
	構成比	7.13%	9.30%	52.59%	30.98%	100%

資料：総合福祉課、岩手県

○ 身体障がい者の等級別推移

(単位：人)

年 度	区 分	重 度		中 度		軽 度		総数
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
平成27年度末	障がい者数	262	117	113	150	53	53	748
	構 成 比	35.03%	15.64%	15.10%	20.05%	7.09%	7.09%	100%
平成28年度末	障がい者数	277	119	113	145	51	54	759
	構 成 比	36.50%	15.68%	14.89%	19.10%	6.72%	7.11%	100%
平成29年度末	障がい者数	283	110	107	146	48	54	748
	構 成 比	37.83%	14.71%	14.30%	19.52%	6.42%	7.22%	100%
平成30年度末	障がい者数	284	105	114	147	44	52	746
	構 成 比	38.07%	14.07%	15.28%	19.71%	5.90%	6.97%	100%
令和元年度末	障がい者数	282	107	112	158	40	53	752
	構 成 比	37.50%	14.23%	14.89%	21.01%	5.32%	7.05%	100%

資料：総合福祉課、岩手県

## (2) 知的障がい児・者の現状

療育手帳を所持している障がい者の数は、令和元年度末において138人であり、平成27年度に比べ13人の増、千人あたり1.24人の増となっています。このことから、知的障がい者に関する制度の普及と住民の理解が深まっていることがうかがわれます。

また、年齢別にみると17歳以下が18人(13.04%)、18～64歳が102人(73.92%)、65歳以上が18人(13.04%)となっています。障がい別では、A(重度)が47人(34.06%)、B(中軽度)が91人(65.94%)となっています。

### ○ 療育手帳所持者数 (単位：人)

年 度	等 級	手帳所持者			千人あたり	住民登録人口
		A	B	計		
平成27年度末		48	77	125	7.25	17,250
平成28年度末		48	78	126	7.37	17,094
平成29年度末		47	92	139	8.24	16,865
平成30年度末		48	90	138	8.32	16,586
令和元年度末		47	91	138	8.49	16,263
令和元年度末盛岡圏域の状況		1,444	2,538	3,982	8.53	466,895
令和元年度末岩手県の状況		4,199	8,084	12,283	10.10	1,216,555

※盛岡圏域及び岩手県の人口は推計人口。

資料：総合福祉課、岩手県

### ○ 年齢別療育手帳所持者数 (単位：人)

年 度	年 齢	0～17歳	18～64歳	65歳～	合計	構成比
平成27年度末	A	13	32	3	48	38.40%
	B	12	60	5	77	61.60%
	合計	25	92	8	125	100%
	構成比	20.00%	73.60%	6.40%	100%	
平成28年度末	A	13	32	3	48	38.10%
	B	13	60	5	78	61.90%
	合計	26	92	8	126	100%
	構成比	20.63%	73.02%	6.35%	100%	
平成29年度末	A	8	32	7	47	33.81%
	B	13	71	8	92	66.19%
	合計	21	103	15	139	100%
	構成比	15.11%	74.10%	10.79%	100%	
平成30年度末	A	9	35	7	51	36.17%
	B	9	71	10	90	63.83%
	合計	18	106	17	141	100%
	構成比	12.76%	75.18%	12.06%	100%	
令和元年度末	A	7	33	7	47	34.06%
	B	11	69	11	91	65.94%
	合計	18	102	18	138	100%
	構成比	13.04%	73.92%	13.04%	100%	

資料：総合福祉課、岩手県

### (3) 精神障がい者の現状

精神障害者保健福祉手帳を所持している障がい者の数は、令和元年度末において148人となっており、平成27年度末の117人から31人の増となっています。このことから精神保健福祉制度の普及が図られてきているものと推察されます。

また、手帳の交付を受けていない精神障がい者も潜在していると思われることから、今後も各種割引制度の利用などにより手帳所持者が増加するものと予測されます。

#### ○ 精神障害者保健福祉手帳交付状況 (単位：人)

年 度	等 級	手帳所持者				千人あたり	住民登録人口
		1級	2級	3級	計		
平成27年度末		54	49	14	117	6.78	17,250
平成28年度末		57	55	15	127	7.43	17,094
平成29年度末		58	58	13	129	7.65	16,865
平成30年度末		62	57	17	136	8.20	16,586
令和元年度末		61	68	19	148	9.10	16,263
令和元年度末盛岡圏域の状況		1,369	2,369	721	4,459	9.55	466,895
令和元年度末岩手県の状況		3,768	6,379	1,800	11,947	9.82	1,216,555

※盛岡圏域及び岩手県の人口は推計人口。

資料：健康子育て課、岩手県

#### ○ 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数 (単位：人)

年 度	年 齢	年齢			合計	構成比
		0～17歳	18～64歳	65歳～		
平成27年度末	1級	1	36	13	50	42.74%
	2級	0	40	11	51	43.59%
	3級	1	15	0	16	13.68%
	合計	2	91	24	117	100%
	構成比	1.71%	77.78%	20.51%	100%	
平成28年度末	1級	2	40	15	57	44.88%
	2級	0	40	15	55	43.31%
	3級	1	14	0	15	11.81%
	合計	3	94	30	127	100%
	構成比	2.36%	74.02%	23.62%	100%	
平成29年度末	1級	3	38	17	58	44.96%
	2級	0	45	13	58	44.96%
	3級	1	12	0	13	10.08%
	合計	4	95	30	129	100%
	構成比	3.10%	73.64%	23.26%	100%	
平成30年度末	1級	1	43	18	62	45.59%
	2級	2	45	10	57	41.91%
	3級	2	13	2	17	12.50%
	合計	5	101	30	136	100%
	構成比	3.68%	74.26%	22.06%	100%	
令和元年度末	1級	0	43	18	61	41.22%
	2級	3	52	13	68	45.95%
	3級	1	16	2	19	12.84%
	合計	4	111	33	148	100%
	構成比	2.70%	75.00%	22.30%	100%	

資料：健康子育て課、岩手県



## 2-7 子どもと家庭を取り巻く環境の現状

### (1) 出生数、出生率の推移

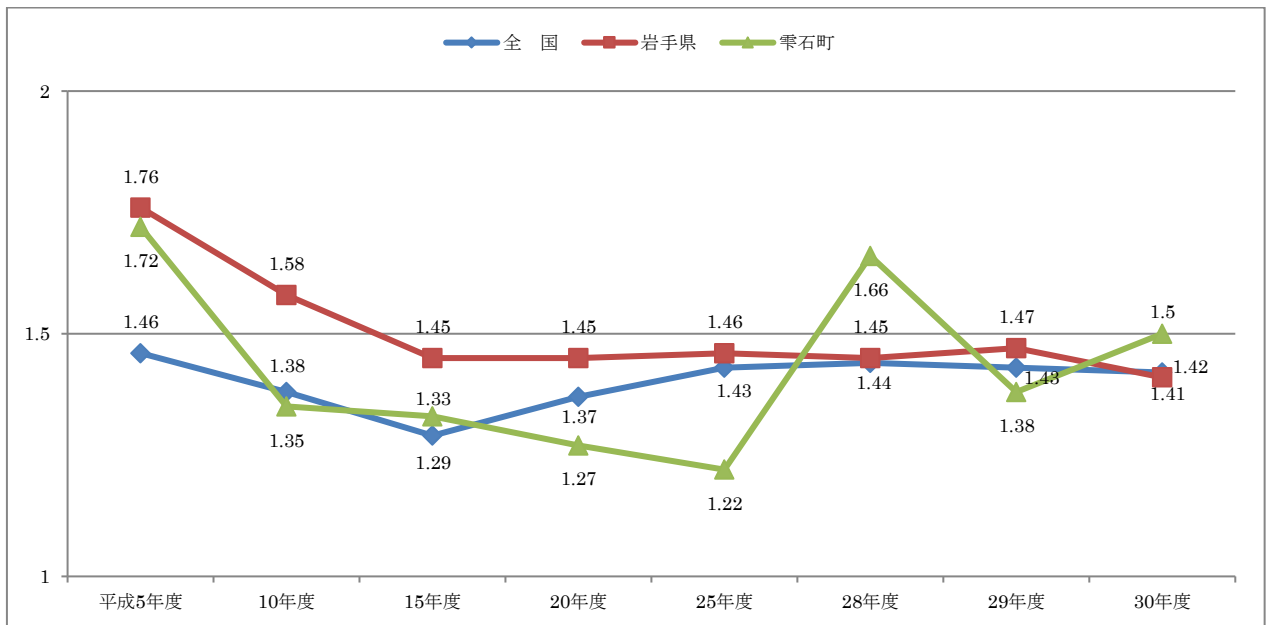
県の出生数及び合計特殊出生率(注1)は、全国的な傾向と同様に低下傾向をたどっており、平成30年度の合計特殊出生率は1.41となり、人口の維持が可能とされる2.08を下回っています。

本町においても合計特殊出生率は低下傾向にあり、平成5年度に1.72であったものが平成30年度には1.50と低下しています。また、出生数は平成5年度に161人であったものが、平成30年度には76人と減少しています。

#### ○ 合計特殊出生率の推移

(単位：人)

	H5	H10	H15	H20	H25	H28	H29	H30
全 国	1.46	1.38	1.29	1.37	1.43	1.44	1.43	1.42
岩手県	1.76	1.58	1.45	1.45	1.46	1.45	1.47	1.41
雫石町	1.72	1.35	1.33	1.27	1.22	1.66	1.38	1.50



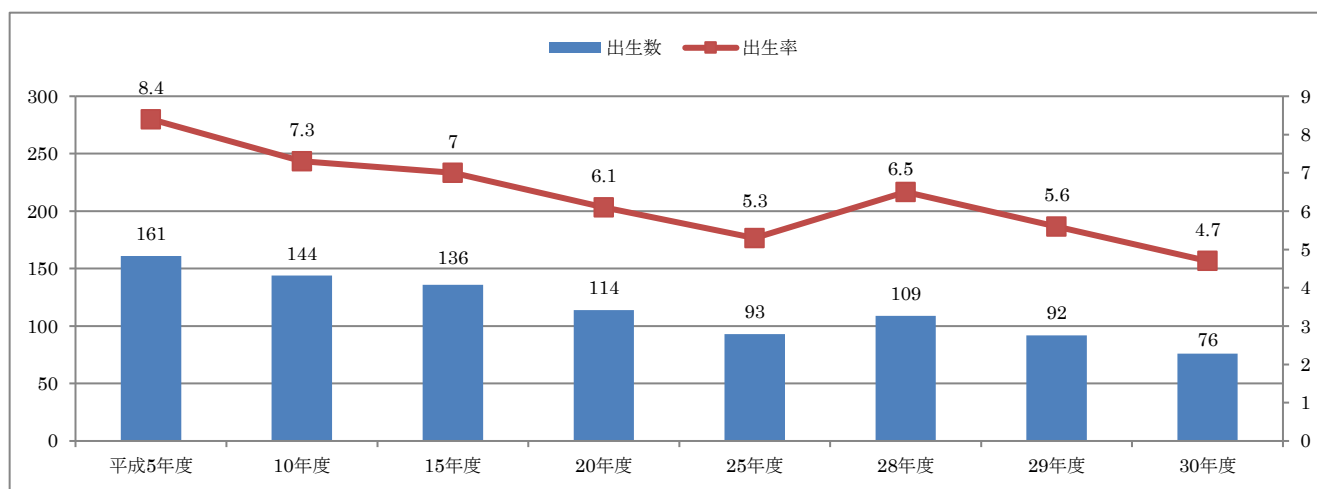
資料：岩手県（人口動態統計データ）

注1 合計特殊出生率：1人の女性が一生のうち何人の子どもを生むかを示す数字で、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値。人口の維持に必要な数値は、2.08とされている。

○出生数と出生率<sup>※</sup>の推移（雫石町）

（単位：人、‰）

	H5	H10	H15	H20	H25	H28	H29	H30
出生数	161	144	136	114	93	109	92	76
出生率	8.4	7.3	7.0	6.1	5.3	6.5	5.6	4.7



※出生率（‰）：人口1,000人あたりに対する率 出生数/総人口×1,000

資料：保健福祉年報

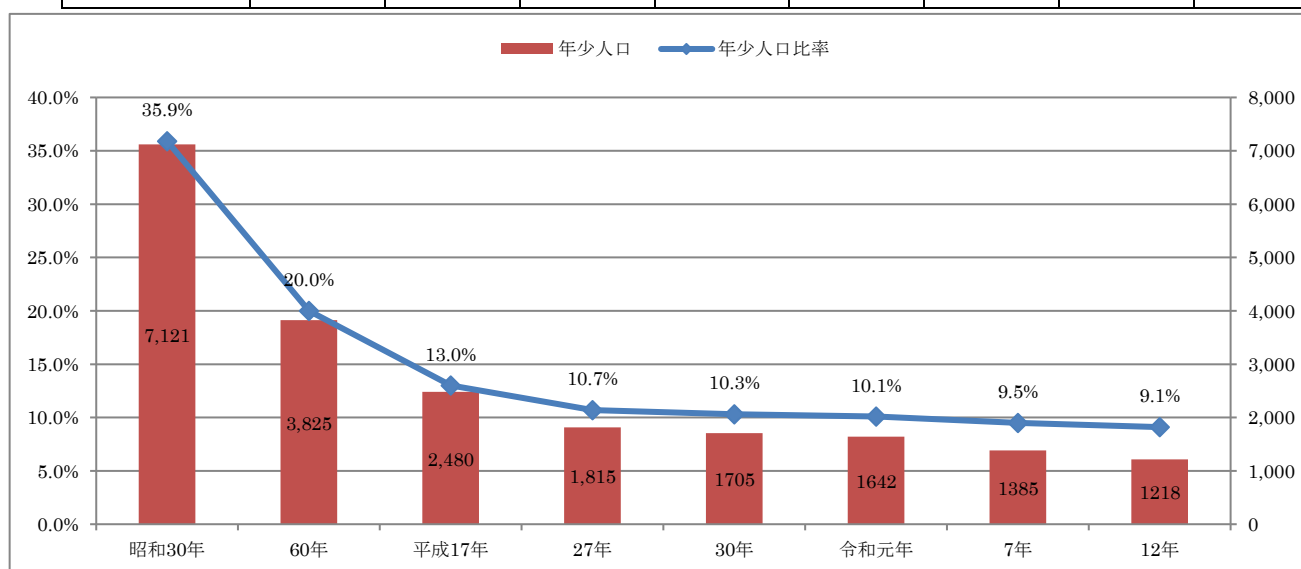
## （２）年少人口の推移及び推計

本町の年少人口（0歳から14歳）の状況をみると、昭和30年には7,121人で人口に占める割合は35.9%であったものが、令和元年には1,642人、割合は10.1%と、大きく減少しています。今後も年少人口は減少し、令和12年には1,218人、割合は9.1%程度まで減少する見込みです。

○ 年少人口と年少人口比率（雫石町）

（単位：％、人）

	S30	S60	H17	H27	H30	R1	R7	R12
年少人口比率	35.9	20.0	13.0	10.7	10.3	10.1	9.5	9.1
年少人口	7,121	3,825	2,480	1,815	1,705	1,642	1,385	1,218



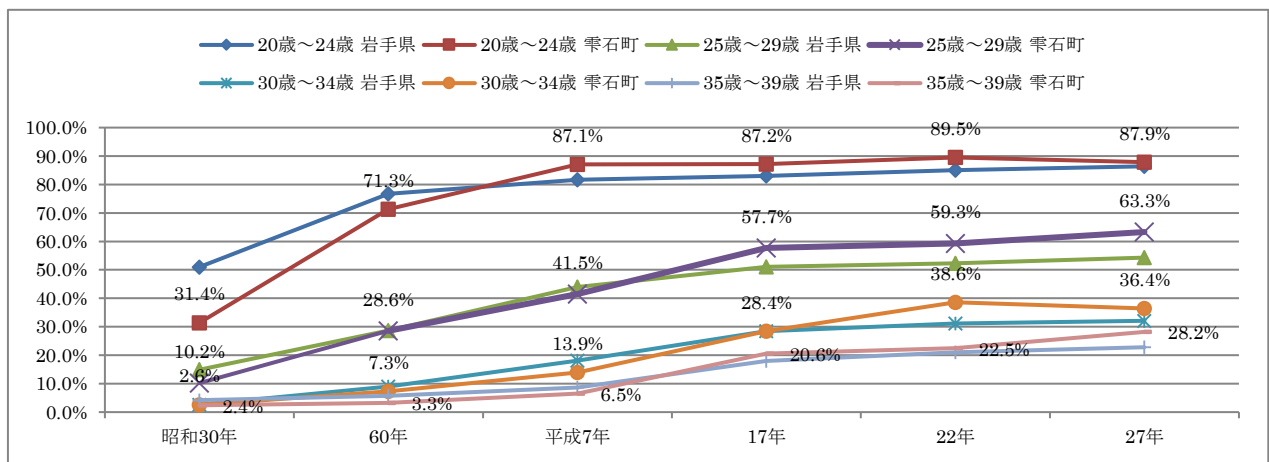
資料：H27までは国勢調査、H30、R1は住民基本台帳、R7以降は国立社会保障・人口問題研究所推計結果より抜粋

### (3) 未婚率の状況(少子化の原因とその背景①)

本町の20歳から39歳までの女性の未婚率をみると、20～24歳では昭和30年に31.4%であったものが、平成27年には87.9%となり、56.5ポイント上昇しています。また25歳以上の各世代においても同様に上昇傾向にあります。男性の未婚率も同様であり、男女の出会いの場の減少や価値観の多様化、また結婚や子育てに対する不安や負担感が増していることなどにより未婚及び晩婚化が進んでいることが伺われます。

○ 20～39歳女性の岩手県・雫石町の未婚率の推移 (単位：%)

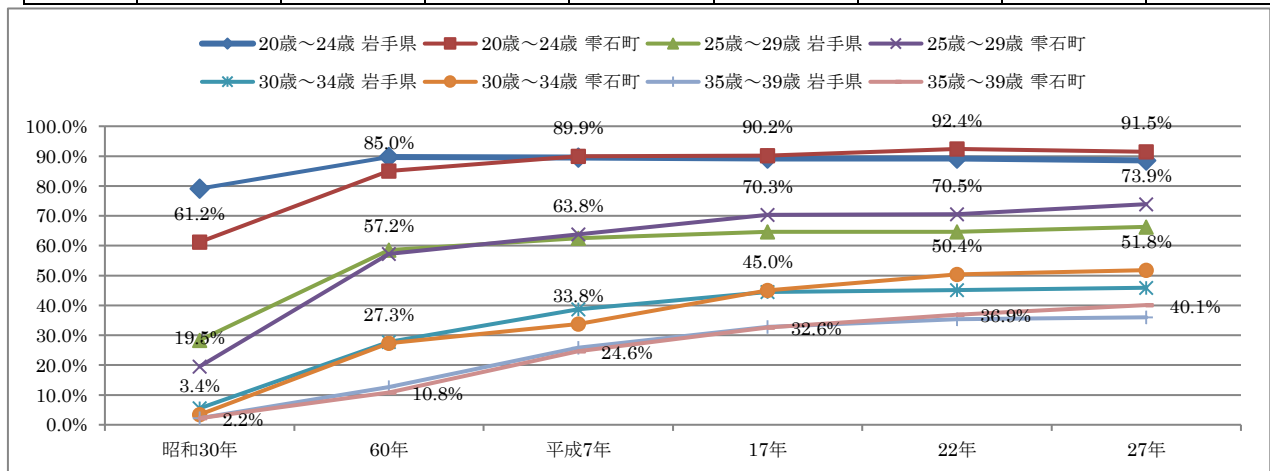
	20歳～24歳		25歳～29歳		30歳～34歳		35歳～39歳	
	岩手県	雫石町	岩手県	雫石町	岩手県	雫石町	岩手県	雫石町
S30	51.0	31.4	14.9	10.2	2.6	2.6	4.2	2.4
S60	76.7	71.3	28.7	28.6	9.0	7.3	5.7	3.3
H7	81.7	87.1	44.0	41.5	18.1	13.9	8.7	6.5
H17	83.0	87.2	51.1	57.7	28.4	28.4	18.0	20.6
H22	85.0	89.5	52.3	59.3	31.1	38.6	21.0	22.5
H27	86.4	87.9	54.3	63.3	32.1	36.4	22.8	28.2



資料：国勢調査

○ 20～39歳男性の岩手県・雫石町の未婚率の推移 (単位：%)

	20歳～24歳		25歳～29歳		30歳～34歳		35歳～39歳	
	岩手県	雫石町	岩手県	雫石町	岩手県	雫石町	岩手県	雫石町
S30	79.1	61.2	28.3	19.5	5.5	3.4	2.2	2.2
S60	89.7	85.0	58.5	57.2	27.8	27.3	12.6	10.8
H7	89.5	89.9	62.5	63.8	38.7	33.8	25.8	24.6
H17	89.2	90.2	64.6	70.3	44.5	45.0	32.8	32.6
H22	89.2	92.4	64.6	70.5	45.1	50.4	35.4	36.9
H27	88.5	91.5	66.3	73.9	45.9	51.8	36.0	40.1



資料：国勢調査

## (4) 女性の就労状況(少子化の原因とその背景②)

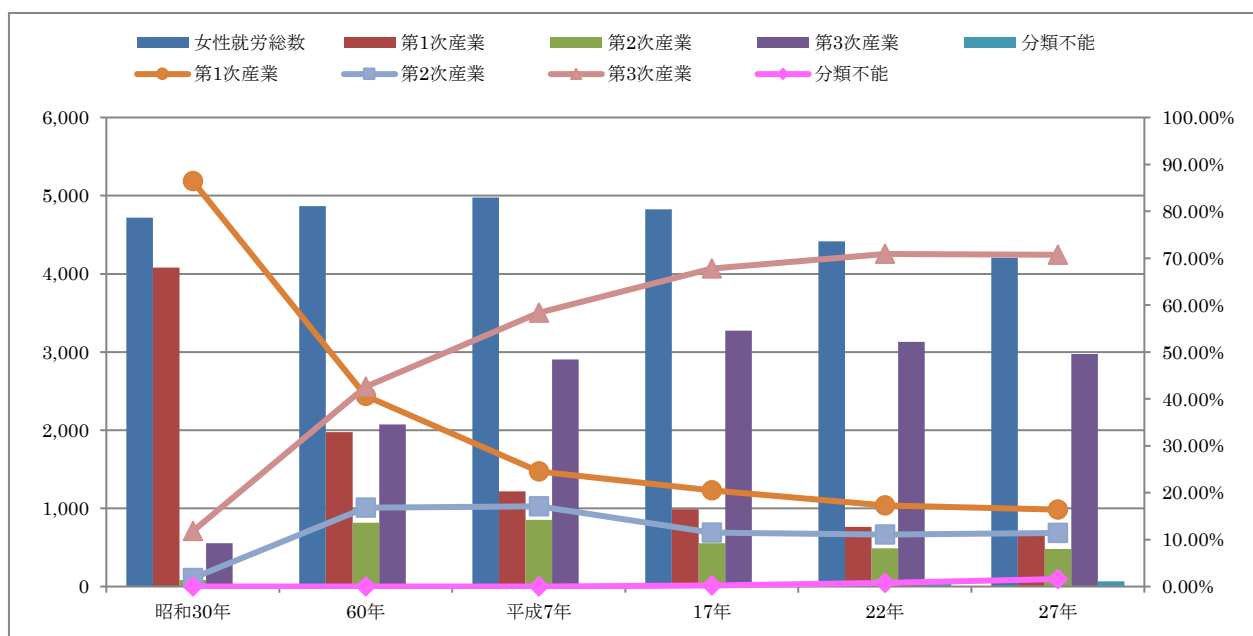
平成27年の岩手県の就労者全体数636,329人のうち、女性が282,319人、男性が354,010人です。これに占める女性の割合は年々上昇しており、平成27年では44.37%まで上昇しています。

また、本町の女性の就労状況を就業分野別にみると、昭和40年代後半から平成のはじめにかけての企業立地並びにスキー場及びホテルなどの観光施設等の開業などによる町内の新たな就労の場の創出や、産業の多様化など、第1次産業から第3次産業への就業構造の変化があったことが伺われます。また、昭和60年に男女雇用機会均等法が施行されて以降、女性の働く環境などが整備され、女性の社会進出が進んできたことも要因と考えられます。

○ 女性の就労状況(雫石町)

(単位：人、%)

	女性就労総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能
S30	4,719	4,079	84	556	0	86.4%	1.8%	11.8%	0.0%
S60	4,868	1,975	818	2,074	1	40.6%	16.8%	42.6%	0.0%
H7	4,977	1,218	852	2,906	1	24.5%	17.1%	58.4%	0.0%
H17	4,827	988	554	3,274	11	20.5%	11.5%	67.8%	0.2%
H22	4,414	763	489	3,128	34	17.3%	11.1%	70.9%	0.8%
H27	4,208	689	479	2,973	67	16.4%	11.4%	70.7%	1.6%



資料：国勢調査